

令和5年5月23日(火)

「士業が支出した任意団体や懇親会等の  
会費の必要経費性」

講 師 弁護士・税理士 牛 嶋 勉 氏

東京税理士会日本橋支部

## 士業が支出した任意団体や懇親会等の会費の必要経費性

弁護士・税理士 牛 嶋 勉

### I 弁護士・税理士等の必要経費

#### 1 事業所得等の必要経費

所得税法 37 条 1 項は、必要経費について、「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額(…)の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(…)の額とする。」と規定している。

同条項は、必要経費を、①これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額と、②その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額の 2 つに分けて規定している。

上記①は、特定の収入との対応関係を明らかにできる必要経費であり、「個別対応の必要経費」と呼ばれている。上記②は、特定の収入との対応関係を明らかにできない必要経費であって、それが生じた年度の必要経費とされるべきものであり、「一般対応の必要経費」と呼ばれている。

#### 2 弁護士業の必要経費に関する 2 つの裁判例

(1) 東京地裁平成 23 年 8 月 9 日判決<sup>1</sup>

同判決は、弁護士業を営み、弁護士会の役員を務めた原告が、役員としての

---

<sup>1</sup> 判例時報 2145 号 17 頁

活動に伴い支出した懇親会費等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、また、消費税等の額の計算上課税仕入れに該当するとして申告したところ、税務署長が、これらの費用については、所得税法 37 条 1 項に規定する必要経費に算入することはできず、また、消費税法 2 条 1 項 12 号に規定する課税仕入れには該当しないとして更正処分等をした事案である。

同判決は、まず、「事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要する（注：下線筆者）と解するのが相当である。そして、その判断は、単に事業主の主観的判断によるのではなく、当該事業の業務内容等個別具体的な諸事情に即して社会通念に従って客観的に行われるべきである。」と一般論を判示した。そして、同判決は、「原告が弁護士会等の役員として行う活動を社会通念に照らして客観的にみれば、その活動は、原告が弁護士として対価である報酬を得て法律事務を行う経済活動に該当するものではなく、社会通念上、弁護士の所得税法上の「事業」に該当するものではないというべきである。…そうすると、前記…の各支出については、これらが弁護士会等の役員としての活動との関連で支出されたものであるからといって、原告の事業所得を生ずべき業務に直接関係して支出された必要経費であるということとはできない。」と判断して、弁護士が弁護士会等の役員としての活動との関連で支出した費用の必要経費性を否定した。

同判決は、日本弁護士連合会関係者に大きな衝撃を与え、一審原告の訴訟代理人は 11 名であったところ、控訴審においては、各弁護士会の役員経験者等を中心として訴訟代理人を 54 名に増員して、一審を覆すための訴訟活動が行われた。

(2) 控訴審・東京高裁平成 24 年 9 月 19 日判決<sup>2</sup>

---

<sup>2</sup> 判例時報 2170 号 20 頁

同判決（以下、東京高裁平成 24 年判決ともいう。）は、「被控訴人（注：国）は、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張する。しかし、所得税法施行令 96 条 1 号が、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、経費の主たる部分が『事業所得を…生ずべき業務の遂行上必要』であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものでもあるというべきである。それにもかかわらず、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、『直接』という文言の意味も必ずしも明らかではないことからすれば、被控訴人の上記主張は採用することができない。」と述べたうえ、一般論として、「弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであるということが出来るから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったということが出来るのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると解するのが相当である。」と判示した。

そして、同判決は、「弁護士会等の役員等が、①所属する弁護士会等又は他の弁護士会等の公式行事後に催される懇親会等、②弁護士会等の業務に関係する他の団体との協議会後に催される懇親会等に出席する場合であって、その費用の額が過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。また、弁護士会等の役員等が、③自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催される懇親会等、④弁護士会等の執行部の一員として、その職員や、会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会を構成する委員に参加を呼び掛けて催される懇親会等に出席することは、それらの会議体や弁護士会等の執行部の円滑な運営に資するものであるから、これらの懇親会等が特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行わ

れている行事に相当するものであって、その費用の額も過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。」と判示した。

### 3 弁護士会と税理士会への強制加入制度と公的懇親会等費用の必要経費性

#### (1) 弁護士会への強制加入と公的懇親会等費用の必要経費性

弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない(弁護士法8条)、また、弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない(同法9条)、弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、入会しようとする弁護士会の会員となるから(同法36条)、弁護士会は、弁護士として活動するための強制加入団体である。

さらに、弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めるところにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞することができないとされ(同法24条)、各弁護士会は、その趣旨を会則で定め、たうえ、「公的活動の協力義務等に関する会規」(第一東京弁護士会の場合)等を定めて、弁護士会の指定する委嘱事項等の担当を義務付け、また、委員会等の活動を義務付けている。上記「公的活動の協力義務等に関する会規」(第一東京弁護士会)3条は、「弁護士会員は、本会、日本弁護士連合会、関東弁護士連合会及びこれらの団体と密接な関連を有する団体の役員、又は委員会、合同委員会若しくは協議会の委員等を引き受け積極的に活動するものとする。」と定め、さらに、同会規5条は、会長は3条の義務を履行しない弁護士会員に対し、協力の要請をすることができる旨を定めている。

弁護士は、これらの規定により、弁護士会における公的活動への協力義務を負っている。

東京高裁平成24年判決は、弁護士会の役員等の業務の遂行上支出した費用に関するものであった。しかし、同判決が判示した「弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員であ

る弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っている」という点は、弁護士会の役員等に限らず、役員等でない一般の弁護士にも妥当する。

そうすると、①所属する弁護士会等又は他の弁護士会等の公式行事後に催される懇親会等、②弁護士会等の業務に関係する他の団体との協議会後に催される懇親会等、③自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催される懇親会等であって、その費用の額も過大であるとはいえないときは、弁護士の業務の遂行上必要な支出であり、必要経費に算入できると考えられる。

## (2) 税理士会への強制加入・支部への所属と公的懇親会等費用の必要経費性

### ① 税理士会への強制加入・支部への所属

税理士となるには、税理士名簿に登録を受けなければならない(税理士法 18 条)、登録を受けようとする者は、登録申請書を、税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない(同法 21 条)。税理士は、登録を受けた時に、当然、その登録を受けた税理士事務所等の所在地を含む地域に設立されている税理士会の会員となるから(同法 49 条の 6)、税理士会は、税理士として活動するための強制加入団体である。

また、税理士会は、原則として、一の税務署の管轄区域ごとに支部を設けなければならない(同法 49 条の 3 第 1 項)、税理士は、税理士事務所等の所在地を含む地域に設けられている支部に所属する(同法 49 条の 6 第 9 項)。

### ② 公的懇親会等費用の必要経費性

税理士会は、税理士等の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とし(同法 49 条 6 項)、支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う(同法 49 条の 3 第 2 項)。

支部の性格について、東京高裁平成 10 年 4 月 22 日判決<sup>3</sup>は、「税理士法…が税理士会により税理士の職務遂行の公正維持のためにある程度自治的な体制を定め、税理士会が支部を設置し、支部を通じて会員に対する指導、連絡、監督を行うものとするとともに、会則を定めて大蔵大臣の認可を受けなければならないこととしている趣旨に照らせば、右会則において支部を独立の社団としての性格を持つものとする 것도可能なものと解すべきである。」と判示した。

東京高裁平成 24 年判決は、弁護士会の役員等の業務の遂行上支出した費用に関するものであった。しかし、同判決が判示した「弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っている」という指摘の趣旨は、税理士会及び税理士についてもおおむね妥当すると考えられる。

そうすると、i 所属する税理士会・支部又は他の税理士会・支部等の公式行事後に催される懇親会等、ii 税理士会・支部の業務に関係する他の団体との協議会後に催される懇親会等、iii 自らが構成員である税理士会・支部等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催される懇親会等であって、その費用の額も過大であるとはいえないときは、税理士の業務の遂行上必要な支出であり、必要経費に算入できると考えられる。

### ③ 支部の公式旅行会会費等の必要経費性

支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う義務がある。支部は、それらの目的に資する事業を行っており、その事業の一環として、会員の福利厚生を図るための諸施策を実施している。

支部の厚生部にゴルフ部、野球部、テニス部などの同好会があり、その運営費用について支部から補助金が出ているのは、それらの厚生部の事業が支部に

---

<sup>3</sup> 判例タイムズ 1004 号 254 頁。税理士会支部の訴訟代理人は筆者であった。

所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行うことに資するからであると考えられる。

たとえば、毎年1回実施される厚生部主催の支部の公式旅行会に税理士が参加することは、支部の厚生部の事業目的に合致するものであり、支部旅行会の会費（数万円程度）は、税理士が業務を遂行するために客観的に必要な支出であると考えられ、必要経費に算入できると考えられる。

また、税理士が毎年実施される支部ゴルフ会等に参加することは、支部の厚生部の事業目的に合致するものであり、支部ゴルフ会等の参加費・懇親会費（数万円程度）は、税理士が業務を遂行するために客観的に必要な支出であると考えられ、必要経費に算入できると考えられる。

#### 4 事業所得の必要経費に関する裁判例

長野地裁平成30年9月7日判決<sup>4</sup>は、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、支出が事業に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出されたものであり、当該業務の遂行上必要なものに限られる」と判示し、その控訴審である東京高裁令和元年5月22日判決<sup>5</sup>も、この判示を肯定した。多くの裁判例は、ほぼ同様な見解を述べており、これが裁判例の多数説と云ってよいであろう。

また、大阪地裁平成30年4月19日判決<sup>6</sup>は、「ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が事業所得を生ずべき業務と合理的な関連性を有し（関連性要件）、かつ、当該業務の遂行上必要であること（必要性要件）を要する」（注：下線筆者）、その控訴審・大阪高裁平成30年11月2日判決<sup>7</sup>も、この判示を肯定した。

他方、東京高裁平成24年判決は、「ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものでもあるというべきである。それにもかかわら

---

<sup>4</sup> 訟務月報 65 卷 11 号 1634 頁

<sup>5</sup> 訟務月報 65 卷 11 号 1657 頁

<sup>6</sup> 税務訴訟資料 268 号順号 13144

<sup>7</sup> 税務訴訟資料 268 号順号 13206



ず、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、『直接』という文言の意味も必ずしも明らかではない」と判示した。さらに、同判決は、「弁護士会等の活動は…弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものである…から、弁護士が…弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であった…のであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当する」と判示しており、弁護士会等の活動が事業所得を生ずべき業務に密接に関係することを前提として、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出は、弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると述べたものである。同判決は、関連性要件を不要とするものではなく、弁護士業務と密接に関係する弁護士会等の役員等の業務に必要な支出であれば業務遂行上必要な支出であるとする見解を示したと考えられる。

## 5 一般対応の必要経費について「直接関連性」は要件か

金子宏名誉教授は、「ある支出が必要経費として控除されうるためには、それが事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならない。」としており、これが通説ないし多数説である<sup>8</sup>。通説ないし多数説によれば、一般対応の必要経費についても、事業活動との直接関連性が必要経費の要件である。佐藤英明教授も、「所得を得るための特定の経済活動と直接の関連を有し、それを行なうために、客観的に見て必要な支出を『必要経費』という」と必要経費を定義している<sup>9</sup>。

岡村忠生教授は、上記東京高裁平成 24 年判決を検討したうえ、「事業所得等の必要経費とされるためには、総収入金額との間に「直接の関連」が必要であ

---

<sup>8</sup> 金子宏『租税法 [第 24 版]』321 頁

<sup>9</sup> 佐藤英明『スタンダード所得税法 [第 3 版]』280 頁

る」と述べ、同判決の見解によると「結果として二重控除（必要経費控除と給与所得控除）が生じかねない」と批判している<sup>10</sup>。

また、今村隆教授は、同判決の解説において、「所得税における必要経費を考えるに当たり、家事費との区別や所得分類制度を採っていることとの関係で考えると、多数説の考えも十分採り得る」と述べている<sup>11</sup>。

他方、谷口勢津夫教授は、「直接性の要件は、とりわけ家事費との区分処理の困難さ…という執行上の考慮により創造されたいわば『安全柵要件』ともいふべきものであろうが、そのような納税者に不利な法創造は租税法律主義の下では許され（ない）」と、直接性の要件を否定している<sup>12</sup>。

藤谷武史教授は、「「直接性」要件は、所得分類・消費との峻別という構造的難点…を抱える所得税法の必要経費の範囲が元来グラデーションを伴ったものであることを避けられないことを前提とした「程度」概念だったのではないかと思われる。…「直接性」の文言が用いられないとしても、業務の目的・態様に応じて当該支出が客観的に必要であることは当然の要件であり、その認定を行うのであれば、それは従来「直接性」の要件の下で行われてきた作業に他ならない」と述べている<sup>13</sup>。

裁判の実務においても、直接関連性が要件であると明言すると否とにかかわらず、それぞれの業務内容に応じて、業務を遂行するために当該支出が客観的に必要であるか否かによって必要経費に該当するか否かを判断しているのではないかと思われる。筆者は、仮に、直接関連性が要件であると考えたとしても、上記東京高裁平成 24 年判決と同様の結論が得られる可能性があると考えている。

税理士業の必要経費については、弁護士業に関する上記東京地裁平成 23 年判決や東京高裁平成 24 年判決に相当するような裁判例はない。しかし、税理士

---

<sup>10</sup> 岡村忠生「弁護士会役員活動費用と消費税（2）」『税研 176 号』73 頁以下

<sup>11</sup> 今村隆「弁護士会活動に伴う懇親会費等の必要経費該当性」『税研 178 号』75 頁

<sup>12</sup> 谷口勢津夫『税法基本講義 [第 7 版]』340 頁

<sup>13</sup> 藤谷武史「第 5 章 必要経費の意義と範囲」『日税研論集 74 号』187～188 頁

業についても、それぞれの業務内容に応じて、業務を遂行するために当該支出が客観的に必要であるか否かによって必要経費に該当するか否かを判断すればよいと考えられる。

## II 任意団体の会費等の必要経費性

### 1 家事費・家事関連費

家事費とは、食費、衣服費等の個人の消費生活上の費用である。家事費は、所得税法 45 条 1 項 1 号により、必要経費には算入されない。

家事関連費とは、必要経費と家事費の両方の性質を有する費用である。所得税法 45 条 1 項 1 号は、家事関連費で政令で定めるものの額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入しないと規定し、所得税法施行令 96 条 1 号は、家事関連費の主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合は、その部分に相当する経費は必要経費に算入できる旨規定している。したがって、家事関連費は、必要経費に算入できる場合と、算入できない場合があることになる。

家事関連費について、所得税基本通達 45-2 は、主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であるかどうかは、支出する金額のうち業務の遂行上必要な部分が 50%を超えるかどうかにより判定すると述べつつ、ただし書きで、50%以下であっても、必要である部分を明らかに区分することができる場合には、その必要である部分を必要経費に算入できる旨述べている。すなわち、課税実務では、家事関連費のうち、業務の遂行上必要である部分を明らかに区分できる場合は、その部分は必要経費に算入できることになる。

任意団体の会費等は、家事関連費に当たるとされることが多いから、上記法令により必要経費に算入できるか否かが問題となる。

### 2 ロータリークラブ等の会費

#### (1) 問題の所在

ロータリークラブやライオンズクラブ等は、弁護士・税理士等が加入していることがよくあり、しかも、入会の動機は顧客獲得のためであることも多い。したがって、会員である弁護士・税理士等は、入会費や年会費等を必要経費に算入する場合があるところ、税務調査において、必要経費に算入できるか否か問題になることが少なくない。

なお、法人がロータリークラブの会費を負担した場合については、次の法人税基本通達 9-7-15 の 2 がある。

「法人がロータリークラブ又はライオンズクラブに対する入会金又は会費等を負担した場合には、次による。（…）

(1) 入会金又は経常会費として負担した金額については、その支出をした日の属する事業年度の交際費とする。

(2) (1)以外に負担した金額については、その支出の目的に応じて寄附金又は交際費とする。ただし、会員たる特定の役員又は使用人の負担すべきものであると認められる場合には、当該負担した金額に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。」

したがって、弁護士法人または税理士法人が支出したロータリークラブの会費は、交際費の損金不算入額に当たらない定額控除限度額以内であれば損金に算入されることになる。納税者が個人である場合であっても、法人である場合は交際費とされるロータリークラブの会費が法人税法上損金算入される性質を持つものとされることと整合的に解釈する必要があるとの見解もある<sup>14</sup>。

## (2) ロータリークラブの会費に関する裁判例等

### ① 長野地裁平成 30 年 9 月 7 日判決<sup>15</sup>

本件は、弁護士である原告が、ロータリークラブの会費（年額 24 万円）を、原告の事業所得の金額の計算上必要経費に算入して、平成 24 年分ないし平成 26 年分の所得税等の確定申告及び修正申告をしたところ、長野税務署長が、本

---

<sup>14</sup> 今本啓介「弁護士の事業所得におけるロータリークラブ年会費の必要経費性」ジュリスト 1561 号 126 頁

<sup>15</sup> 前掲・注 4

件会費は、原告の事業所得の金額の計算上必要経費とは認められないとして更正処分等を行い、原告がその処分等の取消しを求めた事案である。

同判決は、「本件会費が、原告の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるためには、上記法律事務を行う弁護士としての経済活動と直接に関連し、かつ、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要であることを要する。」と述べたうえ、「本件クラブの会員は…各種の奉仕活動を行うとともに、会員に義務付けられている例会への出席、所属する委員会での活動、会員同士の親睦を深めるためのレクリエーション活動、各種行事に参加しており、…原告が支出した本件会費は、原告が本件クラブにおいて、上記のような活動をするために納入されたものであり、上記の原告の本件クラブでの活動の目的及び内容に照らせば、本件会費の支出は、法律事務を行う弁護士としての原告の経済活動と直接の関連を有し、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要なものということとはできない。」「原告の本件クラブでの活動の目的及び内容に照らせば、本件会費は、弁護士の経済活動の一環として支出されるものではなく、消費経済の主体である一個人として行われる消費支出として、家事費に該当する」「本件クラブにおいて原告が活動することによって、本件クラブの他の会員が所属する企業との法律顧問契約を締結する契機となり得ることから、仮に本件クラブにおける原告の活動の一部が、原告の弁護士としての経済活動と直接の関連性を有するものと解した上で…本件会費に原告の業務の遂行上必要なものが一部含まれていて、家事関連費に該当するとしても、…本件会費はその主たる部分が原告の弁護士としての事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なものということとはできない。さらに、本件会費のうち原告の弁護士としての業務の遂行上必要である部分を明らかに区別することはできず、…仮に、本件会費が…家事関連費に該当すると解したとしても、これを事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。」と判断し、必要経費性を否定した。

本件のロータリークラブの年会費は、家事関連費に当たる可能性が高いと考えられる。したがって、その主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合であることを立証できれば、その部分は必要経費に該当する。

原告は、「弁護士が本件クラブの会員として加入しているのは、本件クラブの資格要件を満たし、職業人・社会人として高い水準にある信頼に値する人物であると地域社会から認められたことを意味している。また、本件クラブでは、同一職業分類に属する会員は5名を超えないとされているため、本件クラブ内での弁護士職の希少性が確保されている。…本件クラブの会員である弁護士は、本件クラブの会員としての資格が認められた信頼できる弁護士として、他の会員との交流を通じて、他の会員が顧客を紹介する又は他の会員が直接顧客となって事件処理の依頼を受ける。そして、弁護士である会員が、本件クラブの他の会員の企業と法律顧問契約を締結し、これが長年維持され、顧問契約に伴い新たな事件依頼がされる。このように本件クラブの会員であることは、弁護士業務の遂行の上で、必要かつ極めて有益な要因となっている。」と主張し、同判決も、「原告は、本件クラブの他の会員が所属する複数の企業との間で法律顧問契約を締結している」と認定した。しかし、原告は、本クラブに入会した主たる目的が顧客獲得のためであったとは主張しておらず、本クラブに入会した結果、顧客獲得がどのようになされたのか、それによりいくらの報酬が得られたのか、具体的に主張されていないようである。本判決を見る限り、原告のそれらの点に関する主張・立証が不十分であった可能性がある。

② 東京高裁令和元年5月22日判決<sup>16</sup>等

①の控訴審判決である。同判決は、おおむね一審判決の理由を肯定し、控訴を棄却した。

これに対し、一審原告が上告及び上告受理申立てを行ったが、最高裁二小令和2年6月26日決定<sup>17</sup>は、上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とした。

③ 国税不服審判所平成26年3月6日裁決<sup>18</sup>

---

<sup>16</sup> 前掲・注5

<sup>17</sup> 税務訴訟資料270号順号13422

<sup>18</sup> 裁決事例集94集63頁

本件は、司法書士業を営む審査請求人が、ロータリークラブの入会金及び会費を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して所得税の確定申告をしたところ、原処分庁が、当該入会金等については必要経費に算入することができないとして、所得税の更正処分等をしたのに対し、請求人が、顧客の獲得につながる当該クラブの活動は事業の遂行上必要な活動であるから、当該入会金等は必要経費に算入することができるとして、その全部の取消しを求めた事案である。

本裁決は、「本件クラブは、当該綱領に従って…各奉仕活動をしていたものであり、具体的な活動についてみても、…例会において、昼食が出されるとともに事務連絡及び勉強会が実施されたり、親睦会が開催されたりしていたにすぎないのであるから、請求人が本件クラブの会員として行った活動を社会通念に照らして客観的にみれば、その活動は、登記又は供託に関する手続について代理することなど司法書士法第3条第1項各号に規定する業務と直接関係するものということとはできず、また、例会や親睦会の活動が司法書士としての業務の遂行上必要なものということとはできない。したがって、本件各諸会費が、請求人の司法書士として行う事業所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ、当該業務の遂行上必要なものであったと認めることはできない。」「仮に、業務の遂行上必要なものが一部含まれており、家事関連費に該当するとしても、…家事関連費については、当該費用の主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なものであり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合に、その部分に相当する経費に限って必要経費に算入されると解されるところ、本件各諸会費の主たる部分が請求人が司法書士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なものであるとは認められず、また、その必要である部分を明らかに区分することができるとも認められない。…本件各諸会費は、請求人の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできない。」と判断した。

本裁決を見る限り、ロータリークラブの入会金及び会費の主たる部分が業務の遂行上必要なものであり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができることが主張・立証されていないようであり、その結果、必要経費に算入できないと判断されたものであろう。

### 3 その他の会費等に関する裁判例等

#### (1) 民主商工会の会費

大阪地裁昭和 51 年 5 月 18 日判決<sup>19</sup>は、民主商工会費について、「原告は民主商工会に対して営業上の帳簿類の作成や融資の手續等を依頼していたことが認められるから、前記民主商工会費 1 万 9、880 円についても事業上必要な経費と認めるのが相当である。」と判断した。

#### (2) 地域商工会の会費

東京地裁昭和 58 年 2 月 2 日判決<sup>20</sup>は、朝鮮料理店の経営者で地域商工会の理事長の地位にあった者が支払った地域商工会の会費年額 24 万円を必要経費と認め、控訴審・東京高裁昭和 59 年 1 月 11 日判決もこれを肯定した。

#### (3) 下請け業者の団体の会費

浦和地裁昭和 58 年 4 月 15 日判決<sup>21</sup>は、板金工事業を営む個人事業者について、「〇〇建設、●●会、△△建設はいずれも原告がこれらの企業から下請負をしており、各企業ごとに下請負らが集って結成された団体があり、原告はこれに加入しており、通算で年 8、9 回旅行をし、その費用として各会費が支出されているがこれに加入しなければ事実上は下請負の注文を受けられず、右会費は個人的親睦の趣旨よりは事業上必要な経費とみられることが認められ(る)」と判示して、下請け業者の団体の会費を必要経費として認めた。

建設関係の元請け企業の下請け企業同士が親睦会等の名目で任意団体を作り、その団体に所属する企業が業務を請け負うことが一般に行われている。その任意団体の会費は、下請け企業の必要経費に当たるのが通常であると考えられる。

#### (4) 町内会費

---

<sup>19</sup> 税務訴訟資料 88 号 774 頁

<sup>20</sup> 税務訴訟資料 142 号 1719 頁

<sup>21</sup> 税務訴訟資料 130 号 1 頁



大阪地裁昭和 59 年 11 月 30 日判決<sup>22</sup>は、紙の加工等を業とする個人事業者が支払った町内会費について、「原告は、昭和 53 年分の町内会費として 8 口合計金 4800 円を支払ったこと、しかし、町内会費は、一定の額が定められているわけではなく、家の間口の広狭や家族の数によって異るところ、普通は 4 口程度であること、…右町内会費のなかには、事業用でないものもあること、…右事実関係からすれば、原告が支払った町内会費金 4800 円のうち、その半分の金 2400 円が事業用として支払ったものと認めるのが相当である」と判断した。

#### (5) 日ソ協会費等

名古屋地裁昭和 51 年 10 月 27 日判決<sup>23</sup>は、弁護士・税理士業を営む原告が更正処分等の取消しを求めた事案である。原告は、日ソ協会費 6,000 円、社交ダンス会費 25,500 円、囲碁同好会費 12,300 円について、「原告が従事する弁護士・税理士の業務においては顔を広くすることが必要で、そのため右費用の支出も業務に付随的に必要とする費用であって宣伝・広告費の性質を兼ねる」と主張したが、同判決は、「日ソ協会費、社交ダンス会費、囲碁同好会費などの費用は、原告の個人的趣味などのためのものであつて、原告の事業収入を得るために必要な経費とはいえない」と判断した。

本判決を見る限り、原告は、「原告が従事する弁護士・税理士の業務においては顔を広くすることが必要で、そのため右費用の支出も業務に付随的に必要とする費用であって宣伝・広告費の性質を兼ねる」と主張したものの、業務遂行上の必要性が具体的に主張されていない。このような原告の主張では、裁判所が必要経費に該当すると認定することは困難である。

#### (6) 同窓会費等

国税不服審判所平成 25 年 7 月 9 日裁決<sup>24</sup>は、不妊治療専門のクリニックを営む審査請求人が、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入した費用の一

---

<sup>22</sup> 判例時報 1151 号 51 頁

<sup>23</sup> 税務訴訟資料 90 号 289 頁

<sup>24</sup> 裁決事例集 92 集 150 頁

部について、原処分庁が必要経費に算入できないとして所得税の各更正処分等を行った事案である。同裁決は、「本件同窓会の会費は、…請求人がK医大の卒業生として支払っているものであり、本件同窓会の目的から見ても、家事費に該当する。したがって、…本件同窓会の会費とされるもの及びこれに関連する費用（振込手数料等）は、…必要経費に算入することはできない。」「〇〇会は、…懇意な医師同士が任意に結成した会であり、年に数回、会員同士の懇親を目的として開催されているところ、その参加条件をゴルフに参加することとし、夜の食事の時間を情報交換会と称して懇親に当てていることから判断すると、私的な交際、つまりは、家事費の部分が主であると認められる。そうすると、請求人が〇〇会に参加することによって、請求人の業務に何らかの利益をもたらすとしても、これらの支出は家事関連費に当たると認められ、そのうち業務に必要な部分が明らかに区分されていないことから、…〇〇会に係るもの及びこれに関する費用（ゴルフ代）は、…必要経費に算入することはできない。」と判断した。

本裁決を見る限り、大学同窓会と医師同士が任意に結成したという〇〇会について、業務遂行上の必要性が具体的に主張されていない。必要経費として認められるためには、業務遂行上の必要性について、具体的に主張し、立証する必要があったと思われる。

以上